

福原学園情報セキュリティ基本方針

令和5年11月20日
理事長裁定

(目的)

第1条 学校法人福原学園(以下、「学園」という。)は、学園運営の基盤となる情報及び情報システムを適切に運用するため、学園が実施する情報セキュリティ対策について基本的な方針を定める。

(方針)

第2条 前条の目的を達するため、学園情報セキュリティ対策基本規程(以下、「対策基本規程」という。)及びその他の規程等の定めるところにより、以下の対策を行う。

- (1) 情報セキュリティ対策の実施体制の整備
- (2) 情報及び情報システムの保護
- (3) 情報システムや情報サービスの管理・運用
- (4) インシデントへの対処
- (5) 利用者への啓発・教育
- (6) (1)～(5)を含む情報セキュリティマネジメントの実施

(義務)

第3条 学園の情報及び学園で扱う情報システムを利用する者、管理・運用の業務に携わる者は、本方針、対策基本規程及びその他の規程等を遵守しなければならない。

(罰則)

第4条 本方針に基づき定められる規程等に違反した場合の利用の制限および罰則は、学園が定める就業規則及び学則並びに校則に則って行うほか、それぞれの規程等に定めるところによる。

附 則

この基本方針は、令和5年11月20日から施行する。